

[報告 2]

部会再編と営農指導の新路線 その 2

芹川浩一 (JA 鹿本営農部長)

JA 鹿本は、平成元年に合併してすでに 17 年が過ぎているのだが、実際のところ、まだ支所の統廃合ができていない。今になって事業組織の統廃合を盛んに行なっているのだが、これを契機に部会再編にも取り組もうとしているところだ。JA 鹿本では園芸部会が大黒柱となっており、800 名程度の組合員がいる。その中心は、特産であるスイカ部会だが、イチゴ、アスパラガス、にがうり、ナスなどといった部会も網羅したかたちでの再編を考えている。

部会の再編で生産者の努力を販売に反映させる

では、なぜ部会の再編が必要なのか。例えば、うちではスイカの糖度を最低 10.5 度に設定している。すると、ただそれをクリアすればいいと言う組合員と、消費者の口に合うような 12 度以上のものを作らなければならないと言う組合員が出てくるのだが、全体で議論すると、ハードルを高くすることに対する反対意見が主流になってしまう。私はやはり、努力する人たちに対しては、グループを作って売り方を変えていく必要があると主張したい。優秀な人が離れていって、意識改革のない生産部会になった時はたしてブランドを守ることができるだろうか。販売方法を変えるためには部会の再編が必須であり、そして、それは JA が主導になって行わなければならないと考えている。

今、検討しているのは、生産者の手上げ方式によるグループ化だ。糖度 12 度以上のスイカに挑戦するという人たちを数名のグループにして、市場を指定するようにしたい。まだ部会からの承認を得られてはいないが、いずれは部会員すべてをグループ化したいと考えている。そうやって品質の底上げをはかるとともに、品質に応じた販売ルートを確認することによって、産地は成長していくのではないだろうか。問題はたくさんあるが、それをなんとか 5 ヶ

年計画の中で、営農関連施設までを含めたかたちでの部会の統廃合を実現したいと考えている。

自己責任体制の確立

JA 鹿本では、スイカは 2 月に初出荷となり、それから 6 月までの間に 3 回出荷する組合員もいる。3 回出荷するためには、着果したスイカをなるべく早く収穫したい。そうすると、指導の規定より登熟期間が短く、十分な糖度のないものが出荷されてしまうことがある。



こういったことを防ぐための自己責任システムとして、JA 鹿本のスイカには、1 個 1 個に生産者の顔と名前、そして 2 次元バーコードをつけている。品質が悪かった場合など、消費者が直接アクセスしてコメントできるような仕組みである。その結果、誰のスイカがおいしくて、誰のものがよくないかがはっきりとわかるようになった。その情報は、指導員が直接生産者に持っていくようにしている。

今の消費者は、高くても美味しいものなら買うし、リピートしてくれる。消費者からの直接アクセスや、直売所やアンテナショップでの情報なども積極的に収集しながら、生産に反映させ、リピーターになってもらえるよう努力している。

また、安全・安心という面では、スイカの出荷時には必ず生産者に生産履歴を記入してもらっている。それを現地の指導員が全部チェックし、問題がなければ出荷するようにしている。生産履歴はすべて調査し、集荷場で保管し、指導員が管理している。見せてほしいと要望があれば、すぐに FAX で送ることができるような体制を整えている。

【1日目総合討論から】

—— JA 鹿本のリピーターを取り込むための活動について、具体的な例をお聞きしたい。

芹川 まず、テレビやラジオで情報発信しながら販売を行なっている。それから、先ほどもお話したが、スイカに二次元バーコードをつけて生産者との関係づくりに活用している。また、今年からはネット販売も開始した。現在、スイートコーンの注文数が約3,000件、スイカが約1,000件、さらにアールスメロンとハウスみかんの販売も始めている。私は、リピーターになってもらえるかどうかのバロメーターはクレームの件数にあると考えているのだが、スイートコーンでは0件、スイカでは今のところ2件である。大切なことは、クレームの内容を生産者にきちんと伝えて生産の現場に反映させることだと思う。

——今、国の経営安定対策では、担い手について4ha以上、あるいは20ha以上といった条件が出ているが、それに合わせていくのはなかなか厳しい状況だと感じている。皆さんはどのような基準で担い手の育成を考えているのか。また、新しい経営対策

に取り組むとなると、事務手続きや生産者のフォローで、農協の業務は非常に増加する。どこまでを営農指導員が対応するのか、あるいは何か違う方法を考えていらっしゃるのか。合わせてお聞かせいただきたい。

芹川 今までの国の方針は認定農業者の推進が中心だったので、管内では1,000人以上に増えているが、その認定農業者と今度の担い手はイコールではない。座談会では、「集落営農に入った場合、今と同じ収入を得ることができるか」といった質問を受けるが、その保証はできない。そうなるとうまく、園芸は園芸で独立した担い手を認めざるをえないし、兼業農家および小規模農家の人たちが集落営農を行なう。または、個人で独立した4ha以上の土地利用というかたちになっていかざるえないのではないかと考えている。ただ、そのときJAとしては、担い手に対してどのようなサポートができるのかを明確に打ち出していく。たとえば、機械を買う場合にはどれだけの利子補給をするといった、具体的な対策を提示してゆくべきだろう。